

2015年4月24日

各位

### 社外調査チームによる中間調査報告書受領のお知らせ

東洋ゴム工業株式会社

東洋ゴム工業株式会社（以下「弊社」といいます。）は、本年3月13日に公表した、弊社及び弊社子会社製造の建築用免震積層ゴムの構造方法等が建築基準法第37条第2号の国土交通大臣の性能評価基準に適合していなかった件（以下「本件」といいます。）に関して、本年2月6日に、小林英明弁護士を代表とする「免震積層ゴムの認定不適合」に関する社外調査チーム（以下「社外調査チーム」といいます。）に対し、本件の事実関係及び原因、本件が弊社及び弊社子会社において発覚するに至る経緯等の解明を目的とする調査（以下「本調査」といいます。）を依頼しました。

社外調査チームによる本調査は未だ終了しておりませんが、弊社代表取締役社長である山本卓司は、本年4月24日付で、本件の重大性・緊急性に鑑み、社外調査チームより、本調査の「中間調査報告書」（以下「本中間調査報告書」といいます。）を受領いたしましたので、お知らせいたします。

本中間調査報告書の概要につきましては、別添資料をご覧ください。

弊社は、本中間調査報告書に記載された調査結果を真摯に受けとめ、今後二度とこのような事態を起こすことのないよう、本中間調査報告書の提言に沿って、早急に再発防止策を実施し、全力でお客様の信頼回復に取り組んでまいり所存です。問題点の是正や再発防止策の具体的な内容につきましては、確定し次第、改めてお知らせいたします。

また、社外調査チームによる本調査は、今後も継続する予定ですが、弊社は、これまでどおり、本調査に全面的に協力してまいり所存です。

このたびは、建物所有者様・居住者様、ならびに建設会社様・設計事務所様・施主様など関係者様各位に、多大なご迷惑をお掛けし、ご心配をいただきましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

以上

## 別添資料

### 社外調査チームによる中間調査報告書の概要について<sup>12</sup>

2015年4月24日

東洋ゴム工業株式会社

## 第1 序

### 1. 調査に至る経緯

2013年2月頃、TRの子会社であるCIの従業員であるC氏は、CIの兵庫事業所開発技術部において、免震積層ゴムの設計等を担当することとなったが、当該業務の過程において、一部の免震積層ゴム製品の性能検査において行われている補正の根拠が不明確であることを認識した。そのため、C氏の前任者として、免震積層ゴムの製造・性能検査を担当していたA氏に、不明確な補正の根拠等を確認したところ、A氏からは適切な回答を得られなかった。そのため、C氏は、2014年2月頃、上司とともにCIの代表取締役社長であるD氏<sup>3</sup>に対して、免震積層ゴムの性能検査における補正の根拠が不明確であることを報告し、CIにおいて本件が認識されるに至った。

その後、CIから本件の報告を受けたTRは、CIとともに、本件に関する社内調査を実施し、2015年2月6日、TRは、社外調査チームに対し、本調査を依頼することとした。かかる依頼を受けた社外調査チームは、2015年2月8日以降、下記3.記載の調査目的のため、本調査を開始したが、本件が、TR及びCIの経営に重大な影響を及ぼしかねない今現に直面している企業危機事案であり、早期の緊急是正措置等の実施が急務であることに鑑み、社外調査チームは、本件に関する詳細な事実、原因等の調査を可及的速やかに行うとともに、判明した事実、原因等については、必要に応じて随時、TRに対して報告等を行うこととした。

### 2. 調査主体

社外調査チームは、小林英明を代表とした弁護士（長島・大野・常松法律事務所所属）10名で構成されている。

なお、社外調査チームは、上記1.記載のとおり、企業危機に対応するための調査チームであり、2010年7月15日付け日本弁護士連合会策定の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン（2010年12月17日改訂）」に準拠した、いわゆる日弁連ガイドライン型第三者委員

<sup>1</sup> 社外調査チームから、2015年4月24日付けで、詳細な中間調査報告書の提出を受けた。本書は、同調査報告書の概要を纏めたものである。

<sup>2</sup> 本文中の用語は、別紙に記載の意味で用いられるものとする。

<sup>3</sup> 2015年4月23日時点では、CIの代表取締役社長の地位を退いているが、本文中には当時の肩書を記載している。以下、肩書については同様に記載する。

## 別添資料

会ではない。

但し、TR 及び CI は、社外調査チームが有する専門的な能力などを評価し、社外調査チームに対して調査方法等を一任し、社外調査チームは、調査報告書の客観性を保つため、自らの判断で調査方法等を決定し、自らが起案権を持って本中間調査報告書を含む調査結果資料を作成することとした。

### 3. 調査目的

本調査の目的は、以下のとおりである。

- TR 及び CI の製品である免震積層ゴムの性能検査において技術的根拠のないデータ処理が行われた事実及びその原因の解明。
- 上記技術的根拠のないデータ処理が TR 及び CI において発覚するに至る経緯、及び発覚しなかった原因等の解明。
- 上記調査により判明した事実及びその原因等に即した再発防止策の提言。

なお、本調査は、本件に係る TR 及び CI 並びにその関係者の法的責任等の有無、程度等の評価、検討等を目的とはしていない。これらの評価、検討等を必要とする場合には、本調査とは別の調査がなされることが想定される。

### 4. 調査結果の報告方法

社外調査チームは、本調査終了後、TR に対し、調査結果を記載した調査報告書を提出し、調査結果を報告する。但し、本調査終了前に、必要があれば中間調査報告書を提出して、それまでの調査結果を報告することがある。

### 5. 中間調査報告書

上記のとおり、本中間調査報告書は、本調査が終了していない 2015 年 4 月 23 日現在の時点における調査結果を取り纏め、TR に対して報告するものである<sup>4</sup>。

したがって、社外調査チームの調査は、現時点においてその調査が全て終了しているわけではないため、調査が終了した時点で作成される最終報告書においては、本中間調査報告書の内容の一部を修正又は補正する可能性がある。

### 6. これまでの調査期間

本中間調査報告書に反映された調査の期間は 2015 年 2 月 8 日から同年 4 月 23 日までである（但し、上記のとおり、現在も調査を継続中である。）。

---

<sup>4</sup> 本中間調査報告書は、本文 101 頁、別紙 107 頁、別添証拠 296 頁で構成されている。

## 別添資料

### 7. これまでの調査方法

社外調査チームは、上記 6. に記載した期間、関係者に対する事情聴取等、以下のとおり本調査の目的を達するために必要と考えられる調査を実施した。社外調査チームが実施した主な調査は、以下のとおりである。

#### (1) 関係者に対する事情聴取

社外調査チームは、延べ 69 名に及ぶ関係者及び免震積層ゴム等に関する学識経験を有する者に対する事情聴取を行った。

#### (2) 関係資料等の分析、検討等

社外調査チームは、TR 及び CI その他の関係者から開示された関係資料の分析・検証等を行った。社外調査チームが分析、検証等を行った主要な資料は以下のとおりである。

##### ア 社内規定、組織図等の社内文書

社外調査チームは、TR 及び CI の社内体制や業務状況等に関する以下の資料を分析、検証した。

- ・ TR 及び CI の組織図
- ・ TR 及び CI における免震積層ゴムの担当者の一覧表
- ・ TR 及び CI における全社危機管理組織体系図
- ・ TR の危機管理要綱
- ・ TR の QA 委員会規定、議事録、その他 QA 委員会の運営状況に関する資料
- ・ TR の内部品質監査規定、品質監査報告書その他品質保証部の運営状況に関する資料
- ・ TR のコンプライアンス委員会規定、議事録、その他コンプライアンス委員会の運営状況に関する資料
- ・ TR の内部通報取扱規定、内部監査報告書、その他監査部の運営状況に関する資料
- ・ 断熱パネル問題の再発防止策の内容及び実施状況に関する資料

##### イ 免震積層ゴムの大臣認定に関する資料及びデータ

社外調査チームは、免震積層ゴムの大臣認定等に関する以下の資料及びデータを分析、検証した。

## 別添資料

- ・ 第1認定から第5認定の黒本
- ・ A氏が振動試験の試験結果から黒本における乖離値の記載を導いた過程が記載されたエクセルデータ
- ・ 性能評価書及び認定書のサンプルデータ
- ・ 建築材料の品質性能評価業務方法書
- ・ 免震材料の性能評価に関する運用ルール（社団法人日本免震構造協会「免震部材標準品リスト-2005-」552頁以下）

### ウ 製品の性能検査に関する資料及びデータ

社外調査チームは、製品の性能検査等に関する以下の資料及びデータを分析、検証した。

- ・ 各物件に出荷された G0.39 の水平等価剛性、等価粘性減衰定数及び鉛直等価剛性に関するデータが記載されたエクセルファイル<sup>5</sup>
- ・ 上記水平等価剛性等の数値を検証するために作成されたデータ
- ・ 「技術伝承」<sup>6</sup>の際に使用されたデータ
- ・ CI内のサーバ上に保存されていた開発技術部による製品の試作指示書
- ・ CI内のサーバ上に保存されていた製作・検査要領書

### エ 会議資料等

社外調査チームは以下の資料を分析、検証した。

- ・ TR及びCIで行われた本件に関する会議資料
- ・ 本件に関する報告のために使用された資料
- ・ 本件に係る取引に関する諸資料（基本契約書、注文書、注文請書、出荷依頼書等）

### オ 電子メールの分析、精査

事情聴取対象者から、供述を裏付ける電子メール等を入手し、分析及び検証した。

また、上記の任意に提出された電子メールとは別に、本件がTR及びCIにおいて発覚するに至る経緯を検証するために、計7名の業務用のPC内に保存されていた全ての電子メール及び電子メールに添付されていたファイル（専門業者による復元が可能であった場合は復元された電子メール及び電子メールに添付されていたファイルを含む。）合計約2万3000通の分析・精査等を実施した（始期は2012年8月1日から2014年7月1日の

<sup>5</sup> A氏が性能評価のために作成したエクセルファイルである。

<sup>6</sup> 担当者のみが把握しているにとどまり、後任者に継承されていない技術等を、後任者に継承するための取組みである。

## 別添資料

間で対象者により異なる。終期は全て 2015 年 2 月とした。)

### (3) 現場検証

本調査においては、以下の現場検証を実施した。

- ・ 兵庫事業所（明石工場）所在の 26 メガニュートンの試験機（免震積層ゴムの製造、性能検査等の実施に使用したもの）
- ・ 2 メガニュートンの試験機（免震積層ゴムの製造、性能検査等の実施に使用したもの）
- ・ 同試験機らによる加振試験データを測定するためのコンピュータ
- ・ 免震積層ゴムの実大製品
- ・ 免震積層ゴムのスケールモデル
- ・ 免震積層ゴムの加熱装置等
- ・ 兵庫事業所（明石工場）における免震積層ゴムの製造する作業工程

第2 調査の結果

1. G0.39 に関する問題行為

本調査においては、G0.39 に関する A 氏らによる問題行為として、(1)大臣認定を取得する際の問題行為と、(2)各大臣認定における性能評価基準に適合したのものとして各顧客に対し G0.39 を出荷する際の問題行為という、2 つの問題行為が確認されたので、以下では、これらを区別して記載する。

(1) 大臣認定を取得する際の問題行為

TR は、2002 年 6 月 17 日から 2011 年 10 月 25 日までの間、G0.39 についての大臣認定として、下記表 1 のとおり、合計 5 回の大臣認定を取得しているが、A 氏は、これら各認定の取得に際し、技術的根拠のない乖離値（又は乖離値の平均値）を記載して申請を行い、大臣認定を取得する等の問題行為を行った。

表 1 大臣認定一覧

呼称	認定番号	認定日	せん断 弾性係数	フランジ タイプ	タイプ (ゴム層厚)	サイズ (ゴム直径)
第 1 認定	MVBR-0130	2002 年 6 月 17 日	G0.39	別体型	16.5cm	φ 500、550、600、 650、800、1500
					20cm	φ 600、650、800、1500
第 2 認定	MVBR-0162	2003 年 2 月 28 日	G0.39	別体型	16.5cm	φ 500～1500
					20cm	φ 600～1500
第 3 認定	MVBR-0317	2006 年 10 月 25 日	G0.39	別体型	16.5cm	φ 500～1500
					20cm	φ 600～1500
				一体型	16.5cm	φ 600～1000
					20cm	φ 600～1000
第 4 認定	MVBR-0343	2007 年 4 月 26 日	G0.39	別体型	16.5cm	φ 500～1500
					20cm	φ 600～1500
				一体型	16.5cm	φ 600～1500
					20cm	φ 600～1500
					25cm	φ 900～1500

## 別添資料

呼称	認定番号	認定日	せん断 弾性係数	フランジ タイプ	タイプ (ゴム層厚)	サイズ (ゴム直径)
第5認定	MVBR-0438	2011年 10月25日	G0.39	一体型	16.5cm	φ600~1500
					20cm	φ600~1500
					25cm	φ900~1500

具体的には、第1認定及び第2認定については、認定の対象となった一部の規格の性能に関して、①振動数の差異を解消するための補正を名目として、技術的根拠なく算出した乖離値を黒本中に記載したり、②振動試験を現実に実施していないために推定に過ぎず技術的根拠のない乖離値を黒本中に記載したりすることにより、大臣認定を取得していた。

また、第3認定、第4認定及び第5認定については、認定の対象となった全規格の性能に関して、補正を名目として、技術的根拠なく算出した乖離値（又は乖離値の平均値）を黒本中に記載することにより、大臣認定を取得していた。

以上のとおり、A氏は、各大臣認定取得時に、補正を名目とする等して、技術的根拠なく算出した乖離値を黒本中に記載することにより、乖離値が各大臣認定の黒本中で前提とされている±20%の基準内に収まるかのように説明し、大臣認定を取得していたものである。

A氏が技術的根拠のない乖離値を黒本に記載した規格についての、①黒本に記載された乖離値、②TR及びCIが技術的根拠に基づくと考える方法により実施した再検証の結果求められた乖離値は、下記表2のとおりである。

表2 大臣認定取得に関する乖離値の比較表

認定	規格	①黒本に記載された乖離値		②再検証の結果求められた乖離値 <sup>7</sup>	
		水平等価剛性	等価粘性減衰定数	水平等価剛性	等価粘性減衰定数
第1認定	G0.39、20cm、φ600 <sup>8</sup>	-10%	11%	18%	32%
第2認定	G0.39、16.5cm、φ600	3%	-7%	—	—
	G0.39、16.5cm、φ650	4%	-14%	—	—
	G0.39、16.5cm、φ700	0%	-3%	—	—
	G0.39、16.5cm、φ800	12%	0%	—	—
	G0.39、16.5cm、φ900	-8%	-6%	—	—
	G0.39、16.5cm、φ1000	9%	-6%	—	—
	G0.39、16.5cm、φ1100	4%	-10%	—	—
	G0.39、16.5cm、φ1200	4%	-7%	—	—
	G0.39、16.5cm、φ1300	4%	-8%	—	—
	G0.39、16.5cm、φ1400	4%	-11%	—	—
	G0.39、20cm、φ500	—	-13%	—	—
	G0.39、20cm、φ550	—	-11%	—	—
	G0.39、20cm、φ600	-10%	-7%	—	—
	G0.39、20cm、φ650	—	-14%	—	—
	G0.39、20cm、φ700	5%	-3%	—	—
	G0.39、20cm、φ800	1%	0%	—	—
	G0.39、20cm、φ900	—	-6%	—	—
	G0.39、20cm、φ1000	5%	-6%	—	—
	G0.39、20cm、φ1100	6%	-10%	—	—
	G0.39、20cm、φ1200	6%	-7%	—	—
G0.39、20cm、φ1300	6%	-8%	—	—	
G0.39、20cm、φ1400	6%	-11%	—	—	
G0.39、20cm、φ1500	13%	-11%	—	—	
第3認定	G0.39、16.5cm、φ600	-1%	6%	27%	-20%
	G0.39、16.5cm、φ700	-4%	-7%	23%	-30%

<sup>7</sup> 第2認定及び第5認定の申請の際に、技術的根拠のない免震性能が黒本に記載された規格については、新たに実際の振動試験が行われておらず試験体が存在しないため、TR及びCIによる再検証は行われておらず、②再検証の結果求められた乖離値も存在しない。

<sup>8</sup> セン断弾性係数がG0.39、ゴム層厚が20cm、ゴム直径がφ600である規格を指す。以後、本中間調査報告書では、免震積層ゴムの規格を「●（せん断弾性係数）、●（ゴム層厚）、●（ゴム直径）」のように示す。

別添資料

認定	規格	①黒本に記載された 乖離値		②再検証の結果求められた 乖離値 <sup>7</sup>	
		水平等価剛性	等価粘性 減衰定数	水平等価剛性	等価粘性 減衰定数
	G0.39、16.5cm、φ800	-1%	4%	27%	-20%
	G0.39、16.5cm、φ1000	-3%	6%	22%	-24%
	G0.39、20cm、φ600	9%	-8%	39%	-31%
	G0.39、20cm、φ700	-4%	-4%	23%	-28%
	G0.39、20cm、φ1000	6%	7%	36%	-19%
第4認定 <sup>9</sup>	G0.39、16.5cm、φ900	-0.1%	2%	22%	-29%
	G0.39、16.5cm、φ1100			31%	-25%
	G0.39、16.5cm、φ1500			58%	-16%
	G0.39、20cm、φ800			11%	-28%
	G0.39、20cm、φ1100			37%	-19%
	G0.39、20cm、φ1300			47%	-15%
	G0.39、20cm、φ1500			56%	-15%
	G0.39、25cm、φ1300			44%	-17%
	G0.39、25cm、φ1500			36%	-17%
第5認定	全規格	5%	0%	—	—

<sup>9</sup> 第4認定の黒本には、各規格の乖離値が個別に記載されるのではなく、その平均値が記載されている。

## (2) G0.39 を出荷する際の問題行為

TR 又は CI<sup>10</sup>は、2004 年 7 月から 2015 年 2 月までの間に、合計 55 件の物件に対して、免震材料である G0.39 を出荷しているが、A 氏らは、これらの G0.39 の出荷前の性能検査に際し、技術的根拠のない恣意的な数値を用いているにもかかわらず、出荷する G0.39 の免震性能が大臣認定の性能評価基準に適合しているかのように、社内担当者に対し説明し、真実を知らない社内担当者をして、実際には大臣認定の性能評価基準に適合していない G0.39 を出荷させる等の問題行為を行った。

具体的には、A 氏は、2004 年 7 月から 2012 年 11 月までの間の合計 32 件に免震材料として出荷された G0.39 の性能検査時の水平等価剛性、等価粘性減衰定数及び鉛直等価剛性の算定に際し、大臣認定取得の黒本においては、実際に得られた実測値に技術的根拠のある数値を乗じることが前提とされているにもかかわらず、補正を名目として、技術的根拠のない恣意的な数値を乗じることにより、免震材料として出荷される G0.39 の水平等価剛性、等価粘性減衰定数及び鉛直等価剛性が大臣認定の性能評価基準に適合しているかのように社内の生産管理部、品質保証部等の担当者に対し電子メール等で報告し、真実を知らない社内担当者をして、実際には大臣認定の性能評価基準に適合していない G0.39 を出荷に至らせていた。

また、A 氏の後任の B 氏及び C 氏についても、認識の程度に差異はあったものの、2010 年 12 月から 2015 年 2 月までの間に出荷した G0.39 の性能検査に関し、A 氏からの引継ぎに従い A 氏が実施していたと同様に、補正を名目として、技術的根拠のない恣意的な数値を実測値に乘じる方法を踏襲し、結果的に大臣認定の性能評価基準に適合しているかのように社内の生産管理部、品質保証部等の担当者に対し電子メール等で報告し、真実を知らない社内担当者をして、実際には大臣認定の性能評価基準に適合していない G0.39 を出荷に至らせていた。

①G0.39 の性能検査に関し、A 氏らにより報告された乖離値の平均値、並びに②TR 及び CI が技術的根拠に基づくと考える方法により実施した再検証の結果求められた乖離値の平均値<sup>11</sup>は、下記表 3 のとおりである。

<sup>10</sup> 2012 年までは化工品事業分野の開発・製造・販売部門は TR に存在していたが、2013 年 1 月より同部門を TR から CI（2013 年 1 月に東洋ゴム化工品販売株式会社を CI に社名変更）に移管・統合した。

<sup>11</sup> 小数第 3 位を四捨五入した数値である。

表3 G0.39の性能検査に関する乖離値の比較表

	①報告された乖離値の平均値		②再検証の結果求められた乖離値の平均値	
	水平等価剛性	等価粘性減衰定数	水平等価剛性	等価粘性減衰定数
第1物件 <sup>12</sup>	-1.50%	-6.70%	-8.68%	-8.39%
第2物件	2.82%	-6.88%	11.42%	-21.32%
第3物件	1.25%	-5.84%	5.71%	-24.01%
第4物件	2.46%	-4.66%	6.78%	-23.20%
第5物件	3.39%	-2.86%	8.16%	-20.62%
第6物件	3.45%	-3.38%	3.81%	-41.06%
第7物件	-8.67%	-1.70%	-0.18%	-45.68%
第8物件	-6.70%	-8.64%	6.76%	-40.69%
第9物件	7.45%	0.23%	19.24%	-34.19%
第10物件	6.79%	-5.17%	24.61%	-50.46%
第11物件	0.56%	-1.11%	13.28%	-37.76%
第12物件	-0.12%	-0.05%	18.23%	-34.09%
第13物件	0.70%	0.92%	24.13%	-32.58%
第14物件	-0.03%	3.00%	20.26%	-30.62%
第15物件	3.77%	-1.13%	33.68%	-32.66%
第16物件	6.39%	4.11%	28.78%	-31.50%
第17物件	5.96%	-2.77%	36.17%	-36.87%
第18物件	0.56%	-0.18%	34.94%	-38.66%
第19物件	6.12%	-6.18%	42.23%	-38.10%
第20物件	7.62%	1.42%	27.95%	-35.98%
第21物件	3.59%	6.32%	20.72%	-28.08%
第22物件	0.95%	-1.84%	32.24%	-34.95%
第23物件	-0.96%	1.91%	17.53%	-18.46%
第24物件	3.74%	-1.73%	24.89%	-23.43%

<sup>12</sup> 第1物件については、出荷されたG0.39の個々値、及び物件全体に係る全G0.39の平均値ともに大臣認定の性能評価基準に適合していたことになる。もっとも、当時の性能検査に際して、A氏は試験機の経年劣化による摩擦の差異を解消するための補正を行っていなかったところ、免震性能の判定に際しては試験機の経年劣化も適正に反映すべきとの意見もあり得るところであって、第1物件に出荷されたG0.39について、かかる補正も行った上で免震性能を判定すると、全製品中の2基の個々値が大臣認定の性能評価基準に適合しない数値となる（1基は等価粘性減衰定数の乖離値が-21.14%、1基は水平等価剛性が-20.11%であった。）。2015年3月13日、TRは、G0.39が出荷された全物件において、G0.39の水平等価剛性及び等価粘性減衰定数が大臣認定の性能評価基準に適合していなかったと公表したが、これは上記の考え方によるものである。もっとも、試験機の経年劣化により生じる摩擦の差異を、技術的に正確に把握することは容易ではないため、当該差異を性能検査においてどのように処理するかについては、実務上、各技術者の判断に任されているところであり、試験機の経年劣化により生じる摩擦の差異を解消するための補正を行わないことをもって、直ちに技術的根拠がないと評価することはできない。

別添資料

	①報告された乖離値の平均値		②再検証の結果求められた乖離値の平均値	
	水平等価剛性	等価粘性減衰定数	水平等価剛性	等価粘性減衰定数
第 25 物件	2.50%	0.55%	8.89%	-25.73%
第 26 物件	3.40%	3.41%	18.86%	-19.93%
第 27 物件	4.44%	4.51%	18.73%	-25.37%
第 28 物件	8.67%	-1.92%	25.85%	-29.27%
第 29 物件	2.93%	6.79%	21.53%	-24.98%
第 30 物件	7.00%	6.91%	19.80%	-23.73%
第 31 物件	8.54%	-6.78%	26.67%	-18.55%
第 32 物件	1.83%	-9.38%	20.23%	-18.09%
第 33 物件	3.88%	-3.17%	22.92%	-19.45%
第 34 物件	5.28%	-5.91%	15.01%	-24.11%
第 35 物件	-5.34%	4.36%	0.08%	-15.36%
第 36 物件	0.47%	-0.50%	29.10%	-13.79%
第 37 物件	1.32%	7.16%	14.15%	-28.89%
第 38 物件	2.18%	-3.18%	17.95%	-18.36%
第 39 物件	6.51%	-0.80%	29.54%	-20.67%
第 40 物件	8.46%	-1.86%	24.84%	-17.50%
第 41 物件	7.14%	-8.18%	22.39%	-23.65%
第 42 物件	0.41%	-8.18%	16.72%	-29.76%
第 43 物件	-0.69%	-5.30%	15.68%	-21.81%
第 44 物件	7.60%	-3.52%	22.55%	-22.29%
第 45 物件	4.00%	-5.38%	30.38%	-22.10%
第 46 物件	4.03%	3.27%	29.12%	-14.83%
第 47 物件	4.94%	-0.75%	25.58%	-16.79%
第 48 物件	4.82%	-7.33%	18.70%	-28.71%
第 49 物件	7.33%	-4.45%	22.11%	-24.08%
第 50 物件	3.26%	-6.41%	21.32%	-26.15%
第 51 物件	-3.79%	-7.86%	21.70%	-28.24%
第 52 物件	-2.87%	-4.95%	22.81%	-26.04%
第 53 物件	-0.62%	-7.90%	25.06%	-29.59%
第 54 物件	-0.04%	4.07%	22.11%	-19.02%
第 55 物件	-3.50%	-4.65%	22.04%	-27.37%

## 別添資料

### (3) 問題行為に及んだ動機等

A氏は、上記問題行為に及んだ動機・背景について、直属の上司の監督が適正でなかったことや、製造部から納期に間に合わせることについてのプレッシャーを受けたこと等を指摘している。

また、後任のB氏及びC氏も、A氏からの引継ぎを受けたことだけでなく、直属の上司の監督が適正でなかったこと等が、上記問題行為に及んだ一つの動機・背景である等と供述している。

今後の調査においては、これらの供述の信用性等について、検証を行う予定である。

## 2. 本件の問題行為の発覚状況並びに TR 及び CI の対応状況

本調査により判明した本件の問題行為の発覚状況並びに TR 及び CI の対応状況の概要に関する重要な事実経過は、以下のとおりである。

(2013年1月)

A氏の異動により、C氏が、免震積層ゴムの性能検査の業務を引き継ぐ。

(2013年夏頃)

C氏が、その上司でCIの開発技術部長であるE氏に対し、G0.39の実測値と性能検査の結果データの不整合を報告する。

(2014年2月26日)

C氏らが、CIの代表取締役社長であるD氏に対し、技術的根拠が不明な補正が行われている旨及び大臣認定の基準を充足していない免震積層ゴムが製造・販売されている可能性がある旨の報告をする。

(2014年4月)

CIの取締役・技術・生産本部長であるF氏が、E氏らから、技術的根拠のないデータ処理の疑いについて引継ぎを受ける。

(2014年5月12日)

TRの取締役・ダイバーテック事業本部長であるG氏、CIの執行役員・ダイバーテック事業本部新規事業担当であるH氏、D氏及びF氏が、C氏から、性能検査において恣意的に大臣認定の基準に適合させていたようである旨の説明を受ける<sup>13</sup>。

---

<sup>13</sup> G氏はこの説明について明確な記憶がない旨を供述している。

## 別添資料

(2014年5月26日)

F氏及びC氏が、G氏に対し、技術的根拠のないデータ処理の疑いについて詳細に報告する。

(2014年5月27日)

TRの代表取締役社長であるI氏（現・代表取締役会長）は、定例の近況報告において、D氏から、免震積層ゴムの性能にばらつきがあり調査中である旨の報告を受ける。

(2014年7月8日)

G氏が、TRの取締役常務執行役員・技術統括センター長であるJ氏及びTRの執行役員・CSR統括センター長であるK氏に対して、大臣認定の基準から外れている疑いのある製品が存在すること等を報告する。また、その前後頃、G氏及びI氏からの依頼を受け、J氏が社内調査に関与することになる。

(2014年7月17日)

I氏及びJ氏が参加する会議において、G氏及びF氏らから、以下の内容が報告される<sup>14</sup>。

- ・ 大臣認定において、測定値でなく推測値で申請された可能性があること
- ・ 出荷時性能検査の際に、技術的根拠のない補正が行われていたこと
- ・ 大臣認定の申請の際に、技術的根拠のない補正が行われていたこと
- ・ 東日本大震災を経験しても具体的な問題は生じていないこと

(2014年8月13日)

TRの代表取締役専務執行役員であるL氏（現・代表取締役社長）及びTRの取締役常務執行役員であるM氏（現・代表取締役専務執行役員）らが参加する会議において、以下の内容が報告される。

- ・ 建物への影響は限定的であること
- ・ 東日本大震災を経験しても具体的な問題は生じていないこと

(2014年9月12日)

G氏、K氏及びTRの法務部長であるN氏が、R法律事務所に、本件の対応を相談する。

---

<sup>14</sup> 「報告される」との記載は、事前に報告者側が準備したパワーポイントによる資料の記載に基づくものである。但し、これらの会議においては出席者、内容等を記録した議事録は作成されていない。また、当該パワーポイントによる資料は、会議において投影されるものの、原則として、当該資料が印刷されたもの又は当該資料の電子データが会議出席者に配布されることはなく、かつ、当該資料の全ての頁が投影されて説明・議論されたとは限らない。そのため、事前に報告者側が準備したパワーポイントによる資料中のいずれの頁が現に報告・議論されたのかについては、資料の記載にかかわらず検証する必要がある、この点については、本調査においても、引き続き検証する予定である。2014年8月13日、同年9月16日、同年10月23日及び2015年1月30日の記載について同様である。

## 別添資料

(2014年9月16日)

I氏、L氏<sup>15</sup>らが出席する会議が開催される。本会議は、午前・午後に分けて行われたが、午前の会議では、以下の内容が報告される。

- ・ R法律事務所への相談内容
- ・ 直近の出荷物件の概要
- ・ 公表時の課題

上記の報告を受けて、以下の内容の方針が決定される。

- ・ 出荷停止の準備をすること
- ・ 国土交通省へ本件の疑いの一報をすること

もっとも、午後の会議において、振動試験を0.015Hzで行った場合の実測値を用いることに加え試験機の差異を解消するための補正を行えば、出荷予定のG0.39の免震性能が大臣認定の性能評価基準に収まる旨の報告がなされたことにより、午前の方針が撤回され、G0.39の出荷を継続することが決定される。

(2014年10月23日)

I氏、L氏らが出席する会議において、以下の内容が報告される<sup>16</sup>。

- ・ A氏らによる補正の方法に技術的根拠が乏しいこと
- ・ 今後は振動数0.015Hzの実測値を用いること
- ・ 振動数0.015Hzの実測値を用い、かつ試験機の差異を解消するための補正を行ったとしても、出荷済みのG0.39の一部が大臣認定の基準に適合しないこと

(2015年1月30日)

L氏、M氏らが出席する会議において、以下の内容が報告される。

- ・ 振動試験を0.015Hzで行うことには技術的根拠がないこと
- ・ 黒本の記載によれば、振動試験は0.5Hzで行うことが前提とされていると解せざるを得ないこと
- ・ 出荷されたG0.39の免震性能は、第1物件に出荷されたものを除き、大臣認定の性能評価基準に適合しないこと

(2015年2月2日)

TRのCSR統括副センター長であるO氏、N氏、TRの法務部所属の従業員であるP氏らが、長島・大野・常松法律事務所所属の弁護士である小林英明弁護士らに対し本件の対応を相談する。そして、同弁護士らは、今後の立会検査及び出荷は一切すべきでないと助言する。

<sup>15</sup> 但し、L氏は、出張の予定があったため、同日午後の会議には出席していない。

<sup>16</sup> I氏は、「出席していた可能性は否定できないものの、当該会議への出席の有無及び会議の内容については、明確な記憶がない。」等と供述する。もっとも当該会議の出席者が作成した手控えの記録にはI氏も出席していたとの記載がある。

## 別添資料

(2015年2月6日)

I氏、L氏、M氏らが出席する会議において、以下の内容が決定される。

- ・ G0.39の出荷を停止すること
- ・ 国土交通省へ本件の疑いの一報を行うこと

(2015年2月8日)

I氏、L氏、M氏らが、小林英明弁護士らに対し今後の対応を相談し、早急に国土交通省に対して本件の疑いの一報を行うことを決定する。

(2015年2月9日)

J氏、TRの常務執行役員・ダイバーテック事業本部長であるQ氏らが、国土交通省に対し本件の疑いの一報を行う。

以上が、本件の問題行為の発覚状況並びにTR及びCIの対応状況の概要に関する重要な事実経過であるが、CIの代表取締役社長であるD氏が本件の問題行為の疑いを認識した2014年2月から、TRにおいてG0.39の出荷停止が決定される2015年2月6日までの間、免震性能が大匠認定の性能評価基準に適合しないG0.39は、合計12物件(全501基)に対して出荷されることとなった。

### 第3 原因及び背景

本件の問題行為が行われたこと、本件の問題行為を TR 及び CI において 10 年以上も認識できなかったこと、並びに本件の問題行為の疑いについての端緒が従業員により認識されてから国土交通省に報告されるまでに約 2 年もの期間を要したことの原因は、以下のとおりである。

#### 1. 規範遵守意識の著しい鈍磨

免震積層ゴムのような地震被害を小さくするための技術は、災害時において建物の居住者又は利用者のかけがえのない生命、身体及び財産の安全を守るものとして、極めて重要視されているのであって、その性能に不備があった場合には、建物の居住者又は利用者の生命等にかかわる取り返しのつかない結果を招き得る。したがって、その技術を取り扱う者には、高い規範遵守意識が求められるが、本件の問題行為に関与していた者の規範遵守意識は著しく鈍磨し、求められる程度の規範遵守意識からかけ離れていた。

#### 2. 規範遵守意識の鈍磨を醸成させる企業風土

本件の問題行為が行われたことの原因を、問題行為を行った個人の資質のみに求めることは、事態を矮小化するものであって、許されない。TR 及び CI には、社員の規範遵守意識の鈍磨を醸成してしまう企業風土があったと考えるべきである。すなわち、TR 及び CI においては、一般の従業員、経営陣のいずれにおいても、本件を重大なコンプライアンス違反の問題であると捉える姿勢が欠けていたのであって、TR 及び CI の企業風土自体に、生命、身体及び財産の安全を守るための技術を扱う企業として保持すべき高い規範遵守意識が欠如していた。

#### 3. 管理・監督機能の脆弱性等

TR 及び CI においては、本件の問題行為に関与していた者を適正に管理・監督するだけの免震積層ゴムに関する知識・能力を有する人材は存せず、そのため、本件の問題行為についての、抑止・牽制機能が機能していなかった。また、それにより、本件の問題行為に関与していた者は、社内の管理・監督をほぼ受けることなく、免震積層ゴムの開発・設計担当を自己の権限のみで行うことが可能であった。

#### 4. 会社としてのリスク管理の不備

TR 及び CI においては、大臣認定の性能評価申請における免震性能の試験や出荷時性能検査の結果について、社内稟議にかけたりダブルチェックをしたりするためのルールが整備されておらず、かつ本件の問題行為に関与した者が報告する免震性能に係る数値を何ら吟味すること

## 別添資料

なく、当該数値を記載した大臣認定の性能評価申請や検査成績書等を、会社の名義で発行等していた。このように、TR 及び CI は、免震積層ゴムの製造・販売事業のリスクを適切に認識・管理していなかった。

### 5. 社内監査体制の不備

TR 及びそのグループ会社では、監査を行う部門が複数存在するにもかかわらず、各部門の監査が別個に行われ、監査機能が分離してしまっており、両部門が一体となって監査を行う体制となっていなかった。

また、品質保証部による監査は、定期的実施されていたものの、製造部門に対して行われることが通常で、開発技術部門を対象として行われることはほとんどなかった。さらに、かかる品質監査の内容は、顧客が指定した規格書に記載された製品性能の数値と、顧客に提出された検査結果の数値に齟齬がないかという形式的なチェックが行われるにとどまり、より実質的な視点から、製品の性能検査結果中の数値の真実性や妥当性のチェック等は行われていなかった。この結果、本件のように、性能検査の結果中の数値が技術的根拠なく恣意的に操作されているような場合においては、品質保証部による監査が適切な検証の機会とはならず、本件の問題行為を早期に発見することができなかった。

### 6. 経営陣の意識・判断の甘さ

免震積層ゴムを製造・販売する会社の経営陣には、高い規範遵守意識が求められ、製品の安全性や性能について何らかの疑いを認識した場合には、建物の安全性の程度、一般消費者に与える不安感、自社のレピュテーションに与える影響その他の事情をも考慮した上で、国土交通省への報告、公表、製品の出荷停止等の必要な措置を、適時・適切に実施することが必要となる。しかし、TR の経営陣には、そのような姿勢、意識が十分であったとは言い難く、免震積層ゴムに関する知識の欠如もあいまって、緊迫感に欠けた楽観的な認識に基づく対応がなされた。

### 7. 社内報告体制の不備

本件のような重大な問題が認識された場合には、上司とは別にコンプライアンス担当部門に報告するなど、より直接的な経路で報告を行う等の方法により、直ちに経営陣に対する報告を行い、経営陣を含めた体制で、調査及び緊急的是正措置の要否等を検討することが必要となるが、TR 及び CI においては、このような適切な社内報告体制が実効的にルール化されていなかった。

## 別添資料

### 8. 社内調査体制の不備

TR 及び CI には、常設かつ非常時において実効的に機能する調査担当部門が存在しなかったことに加えて、本件のような問題が発生した際にどのようにチームを編成して対応するか等という危機発生時の実効的な対応の枠組みが事前に想定・計画されていなかった。

### 9. 事業部門と比較した場合の開発技術部門及び法務・コンプライアンス部門の地位の脆弱性

本件の社内調査の進行過程においては、事業部門の関係者が調査を主導しており、開発技術部門の人員は補助的に関与するのみであった。また、法務・コンプライアンス部門の関与も非常に希薄であった。

その結果、本件の対応を検討するにあたっては、なるべくおおごとにならず内部的に問題を収めたい、取引先との関係で出荷停止は妥当ではない等といった事業部門の考え方が優先される傾向があり、技術的根拠がないことを明確に述べるべき開発技術部門や、出荷停止や国土交通省に対する自主的な報告等を厳しく推奨すべき法務・コンプライアンス部門も、これらの職責に照らした適正な対応を執ることはできず、事業部門の考え方が優先された。

### 10. 既存のガバナンス制度の不活用

TR 及び CI においては、ガバナンス制度として、社外取締役・監査役、コンプライアンス委員会及び QA 委員会、内部通報制度などの制度が存在していたにもかかわらず、本件の問題行為に関して、これら既存のガバナンス制度が活用されることはなかった。

### 11. 検査におけるデータ処理過程の記録化の不備

問題行為の有無等の検証を適切に行うには、各物件に出荷された G0.39 の免震性能の検査結果について、最終的な結果に至るまでのデータ処理の過程が必要となる。しかし、TR 及び CI においては、当該データ処理過程が適正に記録化されていなかった。

### 12. 断熱パネル問題の教訓の不活用

TR においては、断熱パネル問題を受け、その発生原因を踏まえた再発防止策が講じられたものの、形式的な制度の導入にとどまるなど、不十分な内容が多く、結果として、断熱パネル問題に類似した本件の問題行為を未然に防止できず、また、早期に発見することができなかった。

## 別添資料

### 第4 今後の調査予定等

本中間調査報告書は、2015年4月23日までの社外調査チームによる調査の結果を取り纏めたものであり、社外調査チームは、同日以降も本件に関する調査を継続する。

特に、2015年4月23日までの調査において、A氏らから、G0.39以外の免震積層ゴム(G0.35、G0.62、天然ゴム等)に関しても、大臣認定を取得する際及び出荷前の性能検査の際に、技術的根拠のない恣意的な数値を乗じる等の問題行為を行ったことがある旨の供述が確認されているところである。本中間調査報告書は、これらG0.39以外の免震積層ゴムについての問題行為を記載の範囲外としたが、今後の調査においては、これらG0.39以外の免震積層ゴムに関して行われた問題行為をも調査の対象として、網羅的な調査を実施する予定である。

以 上

## 定義表

定義語	内容
TR	東洋ゴム工業株式会社
CI	東洋ゴム化工品株式会社
本件	TR が 2015 年 3 月 13 日に公表した TR 又は CI 製造・販売の免震積層ゴムの構造方法等が建築基準法第 37 条第 2 号の国土交通大臣の性能評価基準に適合していなかった件
本調査	本件に関する調査
社外調査チーム	本調査を実施した、「免震積層ゴムの認定不適合」に関する社外調査チーム
免震積層ゴム	建築用免震積層ゴム
せん断弾性係数	物質の固さの程度を示す指標
G0.39	「SHRB-E4」タイプ（せん断弾性係数 $G : 0.39\text{N/mm}^2$ ）の免震積層ゴム
スケールモデル	実大の規格より直径の小さい実験用の規格
大臣認定	建築基準法第 37 条第 2 号の規定に基づき、国土交通大臣が指定建築材料に対して行う性能評価認定
第 1 認定	TR が 2002 年 6 月 17 日に取得した、G0.39 についての大臣認定（認定番号：MVBR-0130）
第 2 認定	TR が 2003 年 2 月 28 日に取得した、G0.39 についての大臣認定（認定番号：MVBR-0162）
第 3 認定	TR が 2006 年 10 月 25 日に取得した、G0.39 についての大臣認定（認定番号：MVBR-0317）
第 4 認定	TR が 2007 年 4 月 26 日に取得した、G0.39 についての大臣認定（認定番号：MVBR-0343）
第 5 認定	TR が 2011 年 10 月 25 日に取得した、G0.39 についての大臣認定（認定番号：MVBR-0438）
黒本	大臣認定の取得にあたり、国土交通大臣及び指定性能評価機関に対して提出する性能評価に関する各書類
実測値	試験機による実際の測定により得られた生の数値に対し、摩擦による影響を解消するための補正のみを行った数値
乖離値	測定値（実測値に対して、振動数の差異、温度の差異又は試験機の差異等を解消するための補正を行うことにより得られた数値）が基準となる設計値（大臣認定の取得にあたり、製品の基本性能として示した数値）からどの程度乖離しているかを示

定義語	内容
	す指標であり、「測定値÷基準となる設計値」という算定式により求められる数値
水平等価剛性	免震積層ゴムが水平方向に変形した際の復元力に関する指標
等価粘性減衰定数	免震積層ゴムの振動を吸収する力に関する指標
鉛直等価剛性	免震積層ゴムが鉛直方向に変形した際の復元力に関する指標
大臣認定の性能評価基準	水平等価剛性及び等価粘性減衰定数の乖離値は、出荷する製品の個々値については±20%以内に、物件全体に係る製品の平均値については±10%以内に収め、鉛直等価剛性の乖離値は、出荷する製品の個々値を±30%以内に収めるという基準
断熱パネル問題	2007年にTRにおいて判明した断熱パネルの大臣認定の不正取得事件